

## 大洲市建設工事共同企業体事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事（以下「市工事」という。）の競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする共同企業体に必要な資格その他市工事の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、大規模で技術的難度の高い工事の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として、当該工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 この要綱において「経常建設共同企業体」とは、優良な中小の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

4 この要綱において「有資格業者」とは、大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号。以下「審査要綱」という。）第6条の規定に基づき競争入札参加資格の認定を受けている者をいう。

### (特定建設工事共同企業体の対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体により競争入札等を行わせることができる市工事は、1件の設計金額が、おおむね、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以上の規模の市工事であって当該市工事の確実かつ円滑な施工を図るために特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められるもの及び市外の建設業者から市内の建設業者への建設技術の移転のため市外の建設業者と市内の建設業者との共同施工が必要と認められる市工事その他共同施工が必要と認められる市工事とする。

- (1) 土木 10億円
- (2) 建築本体 10億円
- (3) その他 5億円

2 前項の規定により、特定建設工事共同企業体により市工事の競争入札等を行わせることとした場合であっても、当該市工事に係る特定建設工事共同企業体（その構成員を含む。）以外の有資格業者であって当該市工事を確実かつ円滑に施工することができると認められるものがあるときは、当該競争入札等に当該有資格業者を参加させることがで

きる。

(特定建設工事共同企業体の入札参加資格)

第4条 市工事の競争入札等に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、次条から第9条までに定める資格要件を満たすものでなければならない。

(特定建設工事共同企業体の構成員の数)

第5条 構成員の数は、2者又は3者とし、工事ごとに市長が定めるものとする。

(特定建設工事共同企業体の構成員の組合せ)

第6条 構成員の組合せは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市工事に対応する職種別(審査要綱別表第3に規定する職種別をいう。以下同じ。)による等級別格付けの等級が最上位等級である有資格業者の自主結成による組合せ又は当該等級別格付けの等級が最上位等級である有資格業者及び当該等級別格付け等級が最上位等級の直近の下位等級である有資格業者の自主結成による組合せであること。その他の組合せは、市長が別に定める。
- (2) 一の特定建設工事共同企業体の構成員が、同一の市工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

(特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績等)

第7条 構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとしての施工実績を有し、かつ、市工事と同種の工事の施工実績を有する者でなければならないものとして、市長が市工事ごとに定める工事の施工実績に関する要件を満たすこと。ただし、代表者以外の構成員については、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、この限りでない。
- (2) 市工事に対応する法の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、この限りでない。
- (3) 市工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率)

第8条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

- (1) 構成員が2者の場合 30パーセント以上
- (2) 構成員が3者の場合 20パーセント以上

(特定建設工事共同企業体の代表者)

第9条 代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であるものとする。

(特定建設工事共同企業体による競争入札の公告)

第10条 市長は、特定建設工事共同企業体により競争入札を行わせようとするときは、

あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札方式
- (2) 競争入札の場所及び日時
- (3) 特定建設工事共同企業体により競争入札を行わせる工事である旨及び当該工事名
- (4) 工事場所
- (5) 工事概要
- (6) 工期
- (7) 競争入札参加資格審査申請の受付期間及び提出先
- (8) 特定建設工事共同企業体の入札参加資格
- (9) 特定建設工事共同企業体の有効期間
- (10) その他市長が必要と認める事項

(特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査)

第11条 前条の規定により公告された市工事について特定建設工事共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、前条第7号の受付期間内に、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、資格審査を受けなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前条の規定により公告した市工事につき前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、申請者に対しその結果を通知するものとする。

(経常建設共同企業体の競争入札等への参加)

第12条 市工事の競争入札等に参加しようとする経常建設共同企業体は、等級別格付けをされたものでなければならない。

2 前項の等級別格付けについては、審査要綱の規定による等級別格付けの例による。

(経常建設共同企業体の選定及び発注区分)

第13条 経常建設共同企業体についての審査要綱第9条の規定の適用については、前条第1項の規定による等級別格付けを審査要綱第7条の規定による等級別格付けとみなす。

(経常建設共同企業体の資格要件)

第14条 第12条第1項に規定する等級別格付けは、次条から第18条までに定める資格要件を満たす経常建設共同企業体について行うものとする。

(経常建設共同企業体の構成員の数)

第15条 構成員の数は、2者又は3者とする。

(経常建設共同企業体の構成員の組合せ)

第16条 構成員の組合せは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業に該当する有資格業者の組合せであること。

(2) 市工事に対応する職種別の規定による等級別格付けの等級が同一等級又はその直近の等級である有資格業者の自主結成による組合せであること。その他の組合せは、市長が別に定める。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

ア 一の有資格業者の市工事に対応する職種別の規定による等級別格付けの等級が他の有資格業者の当該等級別格付けの等級の2等級下位の等級である組合せである場合であって、下位の有資格業者に十分な施工能力があると認められるとき。

イ 経常建設共同企業体が、第12条第1項の規定により等級別格付けをされた後において、その構成員の等級別格付けが変更され、等級に係る組合せの要件に適合しなくなった場合であって、継続的な協業関係を維持していると認められるとき。

(3) 一の経常建設共同企業体の構成員が、他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。  
(経常建設共同企業体の構成員の施工実績等)

第17条 構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 第12条第1項の規定による等級別格付けを受けようとする職種別の工事について元請けとしての施工実績を有すること。ただし、当該職種別の工事について下請けとしての施工実績を有する場合であって、当該職種別の工事を確実かつ円滑に施工できる能力を有すると認められるときは、この限りでない。

(2) 第12条第1項の規定による等級別格付けを受けようとする職種別に対応する法の許可業種につき、法の許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、この限りでない。

(3) 市工事の請負金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に規定する金額である場合にあっては、当該市工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(経常建設共同企業体の構成員の出資比率)

第18条 構成員の出資比率の最小限度は、次のとおりとする。

(1) 構成員が2者の場合 30パーセント以上

(2) 構成員が3者の場合 20パーセント以上

(経常建設共同企業体の入札参加資格の審査)

第19条 競争入札等に参加しようとする経常建設共同企業体は、市長が別に定める受付期間内に、経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 経常建設共同企業体協定書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、資格審査を行い、入札参加資格を有すると認めるときは、等級別格付けを行うものとする。

3 経常建設共同企業体は、第1項に規定する経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類の記載事項に変更があったときは、市長に速やかに変更の届出をしなければならない。

(経常建設共同企業体の解散等)

第20条 経常建設共同企業体の構成員が法第29条又は第29条の2の規定により許可を取り消されたときは、当該経常建設共同企業体は解散したものとみなす。

2 経常建設共同企業体が解散したとき又は前項の規定により解散したものとみなされたときは、その代表者は、解散した旨を市長に速やかに届け出なければならない。

(入札書)

第21条 共同企業体の入札書には、共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員が連名で記名押印するものとする。ただし、代表者に他の構成員全員が入札に関する権限を委任している場合には、共同企業体の代表者のみが記名押印することで足りる。

(契約書)

第22条 共同企業体の工事請負契約書には、共同企業体の所在地及び名称並びにその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名押印するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、市工事の競争入札等における共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日大洲市要綱第47号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第11条関係)

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

大洲市長 様

共同企業体の事務所の所在地  
共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 共同企業体

共同企業体の代表者の名称  
及び代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

共同企業体の構成員の名称  
及び代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

共同企業体の構成員の名称  
及び代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、\_\_\_\_\_を代表者とする\_\_\_\_\_共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を\_\_\_\_\_年度において大洲市の発注する\_\_\_\_\_工事の競争入札に参加したいので添付書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること並びにこの申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、\_\_\_\_\_年度において大洲市の発注する\_\_\_\_\_工事について次の権限を\_\_\_\_\_共同企業体代表者に委任します。

- (1) 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 工事請負契約に関する一切の権限
- (3) 工事完成保証に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (6) その他工事の施工に係る届出及び報告に関する一切の権限

1 共同企業体の構成員

区 分	名 称	許可番号	許可年月日	許可業種 (略号)	出資割合 (%)
代表者					
構成員					
構成員					

2 工事の入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑

代表者	構成員	構成員

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

大洲市長 様

共同企業体の事務所の所在地  
共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 共同企業体

共同企業体の代表者の名称  
及び代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

共同企業体の構成員の名称  
及び代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

共同企業体の構成員の名称  
及び代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、\_\_\_\_\_を代表者とする\_\_\_\_\_共同企業体を次のとおり結成したので、同企業体を\_\_\_\_\_年度において大洲市の発注する\_\_\_\_\_工事の競争入札に参加したいので添付書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること並びにこの申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、\_\_\_\_\_年度において大洲市の発注する\_\_\_\_\_工事について次の権限を\_\_\_\_\_共同企業体代表者に委任します。

- (1) 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 工事請負契約に関する一切の権限
- (3) 工事完成保証に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (6) その他工事の施工に係る届出及び報告に関する一切の権限

構成内容		共同企業体の名称	共同企業体		共同企業体の代表者の名称及び代表者氏名		共同企業体の事務所の所在地		電話 ( ) -	
前年度のものを更新	組替	許可番号及び許可年月日	主たる営業所の所在地	名称及び代表者氏名	出資割合 (%)	経営事項審査結果総合数値	※ 格付け			
新規	発注を希望する工種	※ 共同企業体の数値及び格付け								
土木	建築	入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑	合併の計画	合併の時期		資本規模		型 態		方 法
管	年 月			万円		<input type="checkbox"/> 株 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 資 <input type="checkbox"/> 名	<input type="checkbox"/> 吸収 <input type="checkbox"/> 新設	(該当する□にレ印をつけること。)		
電気	備考									

- 注1 ※印のある箇所は、記入しないこと。
- 2 次に掲げる書類を添付すること
- (1) 経常建設共同企業体協定書の写し
  - (2) その他市長が必要と認める書類